

質問第六号

皇室経済法第六条に規定されている一時金不支給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年十一月十日

浜田 聡

参議院議長 山東昭子 殿

皇室經濟法第六條に規定されている一時金不支給に関する質問主意書

眞子内親王殿下であられた小室眞子さん（以下「眞子さん」という。）と小室圭氏の御結婚を心よりお慶び申し上げます。御結婚に際し執られた憲政史上初の手続の論拠を政府答弁書として遺し、後世に生じ得る天皇及び皇族に関する国民的議論に資することを目的として、以下質問する。

一 皇族費（皇室經濟法（昭和二十二年法律第四号。以下「法」という。）第三条の皇族費をいう。以下同じ。）及び一時金（法第六條第一項に規定する、皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出する皇族費をいう。以下同じ。）について

1 通常、補助金の支給は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）による補助金の支給が行政処分とされていることを除いて、贈与契約（あるいは、負担付贈与契約）とされるところ、皇族費を支給する行為は、贈与契約か。それとも、憲法第四条第一項にかんがみ、皇族の御意思とは無関係に支給すべきことから、政府の一方的意思表示のみによって効力を發揮する、行政処分か。

2 皇族は、一時金を辞退なさることはできるのか。また、辞退なさった場合、その辞退は内閣の助言と承認を必要とするか。また、辞退する御意思を示したとして、その御意思を政府が尊重することは、憲法第四条第一項に抵触しないか。政府の見解如何。

3 政府は、一時金を支給しないことができるか。できる場合は、法令による明文規定を示されたい。また、できる場合、皇室經濟會議（法第八条の皇室經濟會議をいう。以下同じ。）の開催及び議決を要するのか。

4 皇室經濟と国会に関しては、昭和二十一年十二月十二日の衆議院本會議において「皇室の財産に關係いたします重要な問題につきましては、国会に何らかの連係をとることは、もとより必要なことと思ふのでありまして、事の大小様々ありますために、原則的にはこれを否定することができないのであります。報告を必要とします事項は、政府より国会に対してこれを報告いたすことにしたいと考えております。」と答弁されているところ、政府は、一時金を支給しない場合、その旨を国会に報告する必要性をどう考えているのか。政府の見解如何。

5 一時金を支給しないことに対する責任は、内閣が負うのか。それとも、皇室經濟會議が負うのか。

6 上皇陛下がご退位なさる際は、憲法第一条にかんがみ、国民の総意の代表たる国会がその役目を全うすべく、広く議論を行ったうえで、各党・各会派の共通認識として「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」を内閣に送付したところである。ところが、今般の眞子さんに対する一時金を不支給とする決定に関しては、国会が意見を言う機会が何ら与えられず、国民の総意の代表たる国会は無視されたままであった。この国会軽視について、憲法第一条の観点から、政府の見解如何。

二 皇族の訴権について

1 平成元年十一月二十日最高裁第二小法廷判決によると、天皇には民事裁判権が及ばないとされているところ、皇族には民事裁判権が及ぶのか。

2 刑法第二百三十二条は「告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が・・・代わって告訴を行う。」とあるが、皇族が民事訴訟及び行政訴訟を提起する場合は、内閣総理大臣が代わって行うのか。政府の見解如何。

3 前記二の2に関し、内閣総理大臣が代わって行う場合であっても、法定された皇族費の不支給決定を

行った当事者たる内閣総理大臣自身が、皇族に代わって皇族費の不支給決定に対する抗告訴訟を行うことが適切でないことは明らかである。皇族に代わって皇族費の不支給決定に対する抗告訴訟を行うことができる者は、誰か。政府の見解如何。

4 前記二の3において内閣以外に誰もない場合、時の政府は、法改正によることなく、皇族費をまったく支給せず、しかも、皇族はそれに対する不服を訴える手段が存在しないことになるが、政府の見解如何。

三 令和三年十月二十六日に行われた眞子さんと小室圭氏の御結婚に関する記者会見について

1 「誤った情報が事実であるかのような印象を与えかねない質問」がされたことに対し、政府の見解如何。

2 眞子さんが複雑性心的外傷後ストレス障害を患ったことに対し、政府の見解如何。

3 政府として、眞子さんの複雑性心的外傷後ストレス障害の治療を支援する等の考えはあるのか。

四 眞子さんと小室圭氏の御結婚に対し、政府の見解如何。

右質問する。